

産業建設委員会会議録

1 日 時 令和8年6月25日（木曜日）

開会 午後 1時50分

閉会 午後 2時56分

2 場 所 第1委員会室

3 出席又は欠席した委員の氏名

（出席） 委員長 加藤 保博
委員 大月 真一
委員 三宅 啓介
委員 津神 謙太郎

副委員長 太田 善介
委員 溝手 宣良
委員 深見 昌宏

（欠席） なし

（その他出席者） なし

4 職務のため出席した議会事務局職員の職氏名

議会事務局長 小原 純
同主幹 関藤 克城

同次長 日笠 哲宏
同主幹 岩佐 知美

5 説明のため出席した者の職氏名

副市長 吉田 理子
総合政策部長 入野 史也
総務部長 三宅 伸明
産業部長 西川 茂
農林課主幹 村上 敏行
建設部長 平田 壯太郎
環境水道部長 内田 和弘
環境課長 高谷 直樹

政策監
政策調整課長
財政課長
農林課長
農林課主幹
建設部参与
下水道課長

難波 敏文
林 啓二
岡 真里
中 知輝
池 山
大 内
岡 田
崎 崎
昇 一

6 調査事項及び報告事項その結果

調査事項

（1）議会事務事業評価の実施について

報告事項

（1）住民訴訟について

（2）調停の申立てについて

7 議事経過の概要 別紙のとおり

8 その他必要な事項 別紙のとおり

開会 午後 1 時50分

○加藤保博委員長 ただいまから産業建設委員会を開会いたします。

本日の出席は 7 名全員であります。

これより、所管事務調査を行います。

それでは、報告事項(1)住民訴訟について当局の報告を願います。

農林課長。

○中山知輝農林課長 住民訴訟について御報告をさせていただきます。

まず、本件についてですが、令和 8 年 6 月16日付、岡山地方裁判所から口頭弁論期日呼出状及び答弁書催告状が令和 8 年 6 月17日に総社市に届いております。

資料を御覧ください。

まず、訴訟の概要ですが、(1)事件番号及び事件名、令和 8 年（行ウ）第 5 号 損害賠償等請求事件。(2)訴状到達日、令和 8 年 6 月17日。(3)原告、●●●●外 1 名。(4)被告、総社市長 片岡聡一でございます。

続きまして、請求の趣旨ですが、被告は、一般財団法人そうじゃ地食べ公社、片岡聡一（総社市長）及び中島邦夫（総社市副市長）に対して、各自金 1 億9,510万7,786円及びこれに対する令和 7 年 4 月 1 日から支払済みまで年 3 %の割合による金員を総社市に支払うよう請求せよ。

被告は、一般財団法人そうじゃ地食べ公社及び片岡聡一（総社市長）に対して、各自金695万 1,785円及びこれに対する令和 7 年 4 月 1 日から支払済みまで年 3 %の割合による金員を総社市に支払うよう請求せよ、となっております。

続きまして、訴訟の背景・経緯を申し上げますと、住民監査請求が請求提出日、令和 7 年12月 5 日に行われております。請求内容につきましては、令和 3 年度から令和 6 年度のそうじゃのお米支援補助金が違法に支出されたことによる損害について、公社への不当利得返還と総社市長・副市長への損害賠償を求めるものとして行われております。

住民監査請求の結果ですが、結果通知が令和 8 年 1 月30日で行われており、令和 6 年 4 月25日までに支出された分2,493万8,875円は、1 年以上経過しているため却下。令和 6 年12月 5 日以降に支出された部分 1 億2,126万6,475円については棄却となっております。

このような結果を受けて、原告は監査委員の却下及び棄却決定に不服として、本市を被告として住民訴訟の提起を行ったという経緯でございます。

市といたしましては、今後弁護士の費用につきまして、今議会において補正予算を提出させていただきたいと考えておりますので、申し添えさせていただきます。

以上、御報告とさせていただきます。

○加藤保博委員長 では、これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 すみません、本当になかなかよく理解できなくて聞くんですが、この住民訴訟において請求されている金額と、今の説明にありましたように住民監査請求の結果としての却下と棄却された分とでまだ差額が残っていると考えるんですか、これ。

だから、この却下と棄却された分に関してはもう何があっても支払うことにはならないんですか。それとも、却下、棄却となってますけれど、この裁判の結果が仮に100%負けたとして、各自1億9,510万円何がしと各自695万円何がしは、負けた場合は払わなければならない。それとも却下、棄却になってる部分を除いて払わなければならないんですか。ちょっとよく理解できなくて。この話全体がそもそもよく理解できてないんですけど。すみません、教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 確かに大変分かりにくいかなというふうに思っております。

住民監査請求につきましては、先ほど申し上げた棄却及び却下の数字で住民監査請求が出ておりました。その後、その結果を不服として、改めて訴訟提起が行われておりまして、その訴状の出た数字というのが先ほど申し上げた請求の趣旨というところに記載されておる金額となっておるというところでございます。

ですので、今後の話どうなるか分かりませんが、委員先ほどおっしゃった負けたときにはそのお金を払うのかというようなお話について申し上げますと、今回の訴状における請求金額については、その請求の趣旨に書いてある金額、これを総社市が各人に請求せよということになっておるということでございます。

○加藤保博委員長 産業部長。

○西川 茂産業部長 簡単に申し上げますと、まず住民監査請求がなされたかと思います。それが(2)のところでございます。これは、令和3年度からの補助金について出てきたわけなんです、そもそも住民監査請求は、1年以内の支出に限るという形になってますので、これを出されたのが却下と棄却に分かれてますが、この却下の部分は1年以内でないで却下されたという形になります。棄却は内容によって棄却という形になったところでございまして、これを受けて住民訴訟が起こされた。

住民訴訟というのは、住民監査を経ないと住民訴訟できませんので、そういうふうに(2)のところは書いてあるということです。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知しました。その関係性は承知をしました。

だから、金額としても仮に100%負けたら、この記載のことを払うことになるかもしれないんですよ、その金額が確定するものでもないですからね、確かにね。請求をこの金額でされていると。

だから、ここに書いてある年3%の割合による金員をというのも私ちょっと意味がよく分からないんですが、これについては何か説明ができるんですか。向こうが言ってることだから分からない

んか、それともどういう解釈なんですか。教えてください。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 額が確定した段階において、令和7年4月1日から起算して3%の割合をつけてその損害を賠償せよみたいな、そういう意味合いのものになります。

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 だから、仮に満額となったとして、これに3%をつけて払えと。それを3%にしている根拠とか、なぜそれをつけなければならないかは、それは訴訟を起こした側の理屈なので、こちらが知るところではないという理解なんでしょうか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 様々な解釈があろうかと思いますが、いわゆる遅延利息とか、そういったものに対して3%というような数字が使われるということがございますので、そういったところを基に原告のほうがそういった数字を使って請求してきておるものであろうかと思われま

以上です。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 その3%の考え方は、アバウトとあえてつけますが分かりました。

あと、やはり気になるのが、顧問弁護士をつけるということですが、被告は個人、総社市長片岡聡一なので、個人じゃなくてあくまで総社市なんだという考え方なんですかね。総社市に支払うように請求……総社市に対して返せという請求を総社市長と当時の総社市副市長にしているんですが、これはあくまでそれはそれぞれが総社市長だし総社市副市長だから、個人だといっても個人じゃないようなところなんですけど、結局これはその構図も分かりにくいんですが、結局総社市がお金を要は損しているでしょと。住民訴訟を起こされた方の考え方ですよ。総社市が被害を被ってるでしょと。だから、それを総社市が被害を被っている分を、被った理由になった人に対して払えよと言っているんですけど、その言ってる人が行政の長なんで、ごめんなさい、どうなるんかよく分からないんですけど。

結局、すみません、誰が訴えられてるんですか。すみません、訳が分からなくなってきた、考えれば考えるほど訳が分からなくなってきた。

結局、だからこれが仮に、すみません、したくない前提でしょうけど、さっきから申し上げたように、仮に100%負けた場合に、このお金を支払うのは誰なんですか。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 誰が訴えられたかというところですけども、一応今回のこの被告につきましては総社市長としての執行機関として総社市が訴えられているというところがございます。

あとお金は誰が払うのかというところについてですが、こちらにつきましては万が一敗訴した場合ということになりますが、原告の要求としては、総社市がそれぞれの市長であつたり副市長、そ

うじゃ地食べ公社に請求せよということですので、請求を行うという流れになろうかと思います。

以上です。

○加藤保博委員長 よろしいか。

太田副委員長。

○太田善介委員 これって、1回これが確定したとしても、あくまでも総社市が請求しろという命令が来るだけであって、さらにそこから、片岡聡一、中島みたいな個人名が出てきた訴訟を起こして負けたときに初めて払うような話になるって考えればいいんですかね。

あくまでもこれは請求せよなんで、あくまでも請求するかどうかの裁判ということであって、金額がこの金額をどうのこうのという話ではないですよ。

○加藤保博委員長 農林課長。

○中山知輝農林課長 委員おっしゃるとおり金額を云々ということじゃなくて、あくまでここに記載のある金額について損害を被っているんで、それをその当の方々に請求をせよというようなことになるということでございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 今の太田副委員長の質問もごもっともだと思うし、それは確かに請求せよというもので、それで支払いが確定するものではないとは理解してるんですが、それで請求せよということが確定したときに請求したら、それは支払わなかったらそれは今度は別の話が発生していくんだと思うので、それは請求せよが確定したら、いつかは払わなければならないということになっていくんじゃないかと、払わなかったら払わなかったで問題になっていくんじゃないかというふうには私は理解しているんですが。

だから、結果的にいつか払わなければならないということが確定した場合に、どこから払ってどこに入っていくんですかと。今の話を聞いてたら、総社市が総社市に対して払うみたいな話に聞こえてしまうんですが。だから、総社市長片岡聡一、当時の総社市副市長中島邦夫、中島さんの個人名が挙がってますけど、あくまで総社市の行政の長またはその代理としてした行為ですから、個人に責任が及ぶものにならないということになるんだと思うんです。

そうすると、総社市が払うんでしょ、総社市に。というふうに聞こえてしまうんですが、その整理が全然できなくて、すみません、そこがどうなるのか分かれば教えてください。

○加藤保博委員長 副市長。

○吉田理子副市長 住民訴訟というのが、あくまで被告は執行機関である市、市長ということに仕組み上なっております、市が先ほど溝手委員がまさにおっしゃったように不当利得なり損害を被っているんで、個人としての当時の市長、副市長にそれを市が求償せよという訴えになっていますので、もしこの裁判の結果で実際に支払う相手方がということになった場合に、その求められる相手というのは個人としての市長ないし副市長ということになります。

それがどういったお金の流れになるとか、そういった具体的などころまではお答え分かりかねる

んですけど、仕組みとしては執行機関としての市長が別の立場、個人としての市長、それから副市長に求めるという形になります。

○加藤保博委員長　しばらく休憩します。

休憩　午後２時８分

再開　午後２時13分

○加藤保博委員長　では、休憩を閉じて会議を開きます。

他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○加藤保博委員長　では、これをもって質疑を終結いたします。

本件につきましては報告を受けたということにいたします。

次に、報告事項(2)調停の申立てについて当局の報告をお願いします。

下水道課長。

○岡崎　一下水道課長　(2)調停の申立てについて御説明申し上げます。

今回の武道館・警察署前交差点での下水道排水管不良工事について、調停申立書が正式に到達しましたので、御報告します。

調停申立到達日が、令和８年６月３日でございます。

申立人はトクラ運輸株式会社でございます。トクラ運輸株式会社は、コメダ珈琲店　総社店を運営する会社でございます。

申立ての内容ですが、令和８年３月の１箇月分の営業損害として400万円及びこれに対する令和８年２月28日から支払済みまでの年３％の割合による金員を支払うこと及び印紙代などについて負担を求められております。

また、４月と５月分についても営業損害として請求してくることも申立書に記載をされております。

申立書の根拠といたしましては、公共工事や交通規制に伴う一定の不利益については受忍すべき場合があるものの、本件においては事故の原因が相手方の管理瑕疵に起因すること、通行止めにより申立人店舗への来店が事実上制限され、かつ継続的であること及び申立人の営業に対する影響が重大であることに照らし、受忍の限度を超えている。したがって、本件損害は違法なものとして賠償の対象となると主張されております。

なお、調停日については調整中であり、現在相手方の主張について弁護士と協議中であります。

以上でございます。

○加藤保博委員長　これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

大月委員。

○大月真一委員　すみません、さっきの話で行政に対する瑕疵とありましたが、どういう落ち度

があったということなんですか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○岡崎 一下水道課長 申立人は「総社市は陥没及び破損のリスクを具体的に認識していたにもかかわらず、速やかに応急補修、管路の更新または補強、通行規制等の予防措置及び路面強化、路面監視の強化といった事故回避措置を講じることなく、これを漫然と放置した。したがって、本件下水道は、通常有すべき安全性を欠く状態にあり、国家賠償法第2条にいう設置または管理の瑕疵が認められる」と主張されております。

以上でございます。

○加藤保博委員長 大月委員。

○大月真一委員 分かりました。この先はこれからの訴訟の中での話になると思います。分かりました。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 先ほどおっしゃったところで、あれは千葉県でしたっけ、埼玉県でしたっけ。

○加藤保博委員長 埼玉県八潮市。

○溝手宣良委員（続） あの事故、事件であったり、ほかにもあるんですかね。そういったときに、要は全国的な事例で、こういった場合にはこういうことになってますよというのはありますか。その金額がどの程度の補償割合ですよとかという前例というのはあって、仮に調停で飲まざるを得なかったときにはこのくらいなりそうですとかというのがあるんですかね。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○岡崎 一下水道課長 まだ弁護士と協議中ではありますが、本市の場合、破損した管路について、いずれ工事をする。実際工事はしておりますが、この場合は国家賠償になるものか、という法律的な解釈もあるようです。なので、埼玉県とはちょっと異なるのではないかなというような御意見を一度協議したときには伺っております。

以上でございます。

失礼しました。工事によって、営業補償的なものを払った判例はないともお聞きをしております。以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 そういった事例、判例がないと伺っているといったところで承知をいたしました。

これがそれこそ調停なので、基本弁護士同士での話になっていくという感覚でいいんですかね。そうなった場合に、またこの弁護士は別建てで誰かを雇うということになるんですかね。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○岡崎 一下水道課長 弁護士のほうは、うちのほうから頼むようになります。

調停についてですが、調停委員というのが2人から3人ほど裁判所などで選ばれて、その方を仲介して弁護士同士が双方話し合い、解決を目指すものでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 承知をしました。

すみません、私が問うたのが、要は顧問弁護士が総社市におるので、その顧問弁護士にこちらがお願いするのではなくて、この調停について要は金額がどの程度なんか、だから別な予算を組んで弁護士を依頼するということでもいいんですかね。

○加藤保博委員長 環境水道部長。

○内田和弘環境水道部長 弁護士につきましては、顧問弁護士ではなく、また別の弁護士にお願いしようと思っております。

以前、委員の皆様方にも御連絡させてもらったと思うんですけど、もう早急に着手しなければいけないということだったので、予算のほうについても予備費対応でいかせていただきたいというふうに今考えてるところでございます。

以上でございます。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

副委員長。

○太田善介委員 これは相手方が株式会社トクラ運輸ですかね。今回そのF C店なんでトクラという形なんですね、多分。合ってますか。はい。

それと調停はこのまま続けていく話になるのか、それとも調停で崩れたらまた裁判みたいな話で流れとして考えておけばいいですか。

○加藤保博委員長 下水道課長。

○岡崎 一下水道課長 コメダ運輸を運営されておるのが株式会社トクラ運輸でございます。

えっ、違う。

(「コメダ運輸って言ったから」と呼ぶ者あり)

○岡崎 一下水道課長 失礼しました。コメダ珈琲店 総社店を運営している会社が株式会社トクラ運輸でございます。失礼いたしました。

調停については、これから何回になるか分かりませんが、1回から3回の調停があると思います。その後、和解に至らなければ、その上の機関というか裁判になっていくのかなと想定しております。

以上でございます。失礼しました。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 これをもって、質疑を終結いたします。

本件については報告を受けたということにいたします。

この際、しばらく休憩いたします。

休憩 午後 2 時 23 分

再開 午後 2 時 25 分

○加藤保博委員長 では、休憩を閉じて会議を開きます。

次に、調査事項(1)議会事務事業評価の実施についての調査に入ります。

本日は、まず事務事業評価を行おうとする事業の選定を行いたいと考えております。なお、事業の選定は、委員間の自由討議で行います。

これより、自由討議に入ります。

本件について、皆様の御意見はございませんか。

溝手委員。

○溝手宣良委員 今までの、今のこの加藤委員長体制になってからの所管事務調査、定例の所管事務調査の機会に、所管事務調査の希望事項として挙げさせていただいたことのある地域力増強予算じゃったか、名前を忘れました。道づくり予算だ。道づくり予算、今 1 億円が 2 年続けてついていると思いますが、そのことについて申し上げたところ、これは事務事業評価で評価したほうがいいんじゃないかというお話が今までなされたことがありますので、このことは挙げるべきなのかなというふうに思っております。

加えて、できれば一つではなく、もう一つ、この道づくり予算という名前ですが、実際にいわゆる道路整備というものについて、今議会の一般質問では村木議員が白線であったりのことをおっしゃってました。私も今まで何度か一般質問でもさせていただいておりますが、要は生活道路についての速度抑制対策であったり、道路の拡幅であったり、そういったところ、要は生活道路の整備状況といったところについてもしていったほうがいいのかなというふうに思っております。

そのことは、例えば市公式 L I N E による通報システムとかも利用して、道路陥没であったり路肩の修繕であったりとか、そういったことも取り組んでいるので、併せてできるのかなというふうに思っております。

以上です。

○加藤保博委員長 取りあえず、溝手委員からそういう御発言がありましたが、ほかの方で何か。当委員会に関連することで。

今回、ここで議会事務事業評価をするということになっておりましたので、皆様何か腹案というか、考えられてることがありますか。

深見委員。

○深見昌宏委員 去年でしたかね、赤米フェスタの話が出たと思うんですよ。それを本年度予算づけをして、行われるようになってますけど、これをもう一回精査するような形ってやったほうがええんかなって、個人的には思うんですけど、あまりにも予算が明確になってないというようなこと

ろが私だけじゃなく思われとる方も結構おられると思うんですけど、僕はイベントとしてやるのは大いに結構だと思うんですけど、きっちり内容をもう一回精査するほうがいいのかなというふうには思ってますんで、それは1点挙げさせてください。

○加藤保博委員長 他にございませんか。

しばらく休憩します。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時48分

○加藤保博委員長 では、休憩を閉じて会議を開きます。

それでは、これをもちまして、自由討議を終結いたします。

お諮りいたします。

本委員会での議会事務事業評価は、道路等維持管理経費についてということで実施することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

○溝手宣良委員 異議はないけど、意見がありますが、どうでしょうか。

○加藤保博委員長 何でしょう、溝手委員。

○溝手宣良委員 ありがとうございます。

いやいや、もう一個ぐらいしてもいいんじゃないかなという気はするんです。議会事務事業評価を1個だけに絞らずに、二つ同時にやった事例もあると思うので、もう一個できんかなというの思うので。いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 続けてどうぞ。

○溝手宣良委員 (続) 先ほど私は道づくり予算と市公式LINEでの通報システムみたいなこととも言いましたが、例えば観光についてもしたほうがいいのかなと。それこそ作山古墳を発掘調査して、今後どのようにしていくつもりなのかとか、今議会で一般質問で提案というか疑義のあったような、それが名勝豪溪であったり駐車場をどうやって整備するんだとか。それは鬼ノ城もそうだろうし、秦の古墳群もそうなんだろうし、いろんなところにある観光地というものを本当に総社市として、観光で滞在型で、多分国民宿舎サンロード吉備路のリニューアルオープンの際の挨拶で市長が滞在型のきっかけになればみたいなこともおっしゃったと思うんですけど、そういったことも含めて本当に観光についても力を入れていくのかどうかというところは、大きなテーマなんじゃないかというふうに思っているんで、もしよければ同時並行で観光についてもできたらなと思っていますところなんです。

で、観光についてが、どこか1箇所に絞ったほうがいいのであれば絞ったほうがいいでしょうし、大枠でしたほうがいいのであれば大枠でしても、そこは私はどちらでもいいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○加藤保博委員長 三宅委員。

○三宅啓介委員 僕は、これは一つに絞れ派だったんです。総務生活委員会の委員長をしていたと

きに、二つやったら、もうかなり二つともいっぱいいっぱい、あまり詳しい調査ができなかった
ので、そのときの反省を持って議会運営委員会だとか何かに今後は一つにしたほうがいいんじゃない
かと言ったことがあって、いい提案だとは思いますが、一つのほうが僕はいいなというふう
には思ってます。

○加藤保博委員長 深見委員。

○深見昌宏委員 私も今の三宅委員の意見に賛成なんですけど、今溝手委員が言われとった話っ
て、議会事業評価になるといやあなるんか。今後の観光事業というかそういうものをどんどんやっ
ていきましょうよというような話に持っていくのは、今のやってる事業を評価している、全然こう
いう事業をしてないですよということ。何か費目があるのかなって思うんですけど。そこはまた所
管調査をして、今後の観光行政についてということを議会事務事業評価じゃなくて、総社市のそう
いったことを我々が提案、提言できるような調査をしていくほうがいいんじゃないかなって僕は
感じたんですよ。それは皆さんで考えていただいちゃいいんですけど、道路行政についてというこ
とに1点に絞っていったほうがやりやすいかなというふうに思います。

○加藤保博委員長 溝手委員。

○溝手宣良委員 いえいえ、私は基本的には二つやったらどうですかというまず提案をして、する
のであれば観光と申し上げただけで、まず基本的に二つするかどうかを。

今三宅委員は議長であり、かつて議会運営委員会で、議長のときじゃないでしょうけど、議会運
営委員会で総務生活委員会の委員長のときにそういうことをおっしゃって。私が今そのことを念頭
にはなかったので、取決め事項とか何か方針として、もう1委員会1事業にしているんであればも
ちろん1事業でしょうし、そうでなければ二つ目をやらしてもらえないかなという提案だったので、
そこは皆さんの、仮に例えば決を採るとか意向を聞いて、一つに絞ろうということであれば、それ
はそれでも結構です。

○加藤保博委員長 溝手委員から、先ほど観光、作山古墳等の御意見もいただきました。

7月から9月にかけてといったらもうすぐなんです。だから、2項目やるというのは、やはり
期間があまりないので、ここは1点に絞って、ちゃんとした対応をしないと、どれもこれも中途半
端になるようなことをしたら委員会としてもどうかなと思いますので、この際は1点に絞る。また
次の機会があれば、先ほどのこともぜひこのメンバーが残ればやってみたいと思いますが、それで
御理解ください。

では、ほかに御意見ないですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○加藤保博委員長 では、先ほど申しました、道路等維持管理経費についてということで我々の委
員会としては実施したいと思います。よって、そのように決定いたしました。

次に、今後のスケジュールについてであります。

まず、本日選定した事業名について当局に通知いたします。

その後、7月から9月中旬にかけて、事業の所管事務調査を行い、事業に対する質疑を経た後、各委員で評価を行い、その後委員会としての評価を取りまとめたいと思います。

委員各位におかれましても、あらかじめ過去の決算状況の確認や市民の意見の把握などに努めた上で、評価に臨んでいただきますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の調査事項及び報告事項は全て終了いたしました。

これをもちまして、本委員会を閉会いたします。

閉会 午後2時56分